

## 博士学位申請論文審査報告書

博士学位申請者 豊田 紳

学位申請論文題目

『政党独裁体制におけるエリート選抜制度とその帰結：ソ連とメキシコにおける比較事例分析』

論文書式 A4 横書き (35 字×24 行)、全 257 頁 (目次・図表一覧・組織名一覧・謝辞 9 頁、本文 221 頁、参考文献表 27 頁)

受理決定日 2019 年 1 月 16 日

審査委員 主査 久保 慶一 早稲田大学政治経済学術院教授 (比較政治学)  
副査 高橋 百合子 早稲田大学政治経済学術院准教授 (比較政治学、ラテンアメリカ政治研究)  
副査 大串 敦 慶應義塾大学法学部准教授 (比較政治学、ロシア政治研究)

最終口頭試問実施日 2019 年 2 月 8 日 17:00～18:30 於 19 号館 314 教室

早稲田大学大学院政治学研究科

## 1. 論文の構成

本論文は、序論および第 1 章～第 7 章によって構成されている。その構成は以下の通りである。

### 序論

#### 第 1 章. 政党独裁国家における競争選挙という問い

##### 第 1 節. 独裁国家の政治制度研究の問題点と本稿の問い

##### 第 2 節. 新たな類型と理論：エリート選抜制度の差異に着目して

##### 第 3 節. 方法

#### 第 2 章. エリート選抜制度の 3 類型

##### 第 1 節. 理論の基本設定

##### 第 2 節. 独裁者の課題

##### 第 3 節. エリート選抜制度の 3 類型

##### 第 4 節. 結論

#### 第 3 章. 3 つのエリート選抜制度の帰結および検証方法

##### 第 1 節. 上からのエリート選抜：指名制

##### 第 2 節. 下からのエリート選抜：複数候補者間競争選挙制

##### 第 3 節. 上と下からのエリート選抜：複数政党制

##### 第 4 節. 3 つの理論的命題

##### 第 5 節. 結論

#### 第 4 章. メキシコにおける指名制と複数候補者間競争選挙制の循環

##### 第 1 節. メキシコ政治を見る視覚の通時的な変化

##### 第 2 節. 「革命」政党による指名制の成立

##### 第 3 節. 1960 年代の政治改革

##### 第 4 節. 指名制への回帰と選挙結果に対する指標歪曲

##### 第 5 節. 結論

#### 第 5 章. ソ連における指名制と複数候補者間競争選挙制の循環

##### 第 1 節. 資料・パラダイム論争・歴史認識の政治

##### 第 2 節. 共産党による指名制の成立

##### 第 3 節. スターリンの「ペレストロイカ」

##### 第 4 節. ゴルバチョフのペレストロイカ

##### 第 5 節. 結論

#### 第 6 章. メキシコにおける複数政党制の成立

##### 第 1 節. レジェス・エロレスと政治改革

##### 第 2 節. 1977 年制度改革

- 第 3 節. 野党・国民行動党の組織化とその帰結
- 第 4 節. 複数政党制の下での選挙結果に対する指標歪曲の緩和
- 第 5 節. 結論
- 第 7 章：結論
  - 第 1 節. 議論の要約
  - 第 2 節. 含意
  - 第 3 節. 他の残された課題
  - 第 4 節. 結論：政治学一般にわたる本稿の意義

参考文献表

## 2. 論文の概要

本論文は、政党独裁体制において統治の実務に携わる国家機関や党機関の公職ポストを占める人材、すなわち「体制内エリート」の選抜制度として、(1) 独裁者が「上から」指名する指名制、(2) 競争選挙によって「下から」選出する複数候補者間の競争選挙制、そして(3) その二つの特徴をあわせもつ選抜制度である、組織化された野党を伴う「複数政党制」、という 3 つの異なる制度が存在することに着目し、そうした選抜制度の違いが体制内エリートの結束や政治秩序にどのような影響を与えるのかという問いに対して、メキシコとソ連の比較事例分析によって答えを出すことを試みたものである。本論文の各章の概要は以下の通りである。

序論では、本論文の議論の骨子と論文の構成が簡潔に示される。

第 1 章は、比較政治学における独裁体制研究の近年の知見をレビューしつつ、比較政治学の理論的・実証的な先行研究が、複数政党を許さない一党独裁体制であっても複数候補者間の選挙を許容する場合があるにもかかわらず、そうした違いを捉える類型論を構築できていないことを指摘し、メキシコとソ連において実際にそうした事例が存在したことを指摘する。また、近年の独裁体制に関する比較政治学の研究において、議会、政党、選挙の役割に関する理論化が進んでいるが、そうした議論において相互に矛盾する点が存在すると論じる（以上、第 1 節）。第 2 節では、そうした問題を解決するために、体制内エリートの選抜制度に着目する必要性が指摘される。政党独裁体制の体制内エリート選抜制度には、指名制、複数候補者間の競争選挙制、そして組織化された野党が存在し、与野党間の競争選挙によってエリートが選抜される複数政党制という 3 つの制度が存在し、それらがエリートの結束や情報の質について異なる帰結をもたらすことが指摘される。第 3 節では、そうした議論の妥当性を示すために、メキシコとソ連という 2 つの国を取り上げ、時系列変化に基づく差異法と、システム間差異最大化デザインの組み合わせという方法を用いることが示される。第 4 節では、本論文が用いる資料について、説明が加えられる。

第 2 章では、政党独裁体制における体制内エリート選抜制度の 3 類型に関する理論的考

察が行われる。第 1 節では、そのための準備作業として、本論文の考察対象は文民独裁に限定されており、貴族制や軍事独裁は除外することを指摘した上で、独裁者、体制内エリート、治安機関、組織化された野党、大衆という 5 つのアクターに関する定義が示される。第 2 節では、独裁体制下においては、体制内コントロールと大衆コントロールという 2 つの課題が存在し、かつ体制内では独裁者と上級エリート間の「垂直的」権力闘争と体制内エリート間の公職ポストをめぐる「水平的」権力闘争が同時進行している「二重の権力闘争」の状況が見られる中で、体制内エリートの忠誠確保と大衆蜂起の抑制の間にトレードオフが存在することが指摘される。文民独裁体制下の独裁者は、大衆蜂起を抑制するために大衆に最低限度の利益の配分を行うと同時に、体制内エリートに対しては一定の特権と利益を保証し、その忠誠を確保しなければならないのであり、それを実現できるように体制内エリートの選抜制度をデザインすることが独裁者には求められるのである。第 3 節では、そうした目的を達成するための体制内エリート選抜制度として、(1) 上からの選抜、すなわち支配政党のヒエラルキーを通じた指名制、(2) 下からのエリート選抜、すなわち大衆が参加する複数候補者間の競争選挙制、(3) 上と下からのエリート選抜、すなわち複数政党制を通じた指名と競争選挙の融合、という 3 つのタイプが存在することが示され、それぞれの類型についての定義と特徴が示される。

第 3 章では、この 3 つのエリート選抜制度がエリート間の結束や政治秩序に対してどのような帰結をもたらすかが理論的に検討される。第 1 節では、上からのエリート選抜である指名制が、エリート間の水平的な権力闘争を緩和させ、独裁者とエリート間の関係を安定させる一方で、独裁者と体制内エリートの間で本人＝代理人問題が発生し、指標歪曲が深刻化し、それが大衆の不満を惹起することが指摘される。第 2 節では、下からのエリート選抜制度である複数候補者間の競争選挙制が、体制内エリートの仕事ぶりを評価する機会を大衆に与えることにより、大衆に利益をもたらすよう体制内エリートを動機付けることを可能にする一方で、体制内エリート内で同士討ちが発生し、支配政党のヒエラルキーが崩壊することが指摘される。第 3 節では、組織化された野党を伴う与野党間の競争選挙によって、独裁者は、選挙における候補者の指名権限という形で党のヒエラルキーを維持しつつ、政党間の競争選挙を通じて体制内エリートの大衆への応答性を高めることが可能になると指摘される。他方、こうした複数政党制は、独裁体制の候補者が選挙に敗北し、民主化が起きるというリスクを伴う。第 4 節では、以上の議論を踏まえて、以下の 3 つの理論的な命題が提示される。

命題 1: 指名によるエリート選抜制の下では、二重の権力闘争は抑制されるが、本人＝代理人問題の悪化、エリートらによる指標歪曲の問題が発生し、選挙結果もまた指標歪曲の対象となり、統治の効率性が低下する。

命題 2: 大衆の参加する複数候補者間競争選挙を実施すれば、独裁体制内部の二重の権力闘争が激化し、体制内エリートの結束が崩壊する。

命題 3: 組織化された野党が存在し、これが支配政党に対し競争選挙を通じて挑戦する複数政党制の下では、二重の権力闘争は抑制されると同時に、選挙結果の指標歪曲の問題は緩和され、選挙結果は大衆の支持の度合いに関する正確なデータを伝達する。

第 4 章では、1960 年代以前から 1976 年までのメキシコの事例が分析される。メキシコでは、メキシコ革命が勃発する 1910 年以降、指名制が段階的に制度化されていったが、1960 年代に制度改革が行われ、党内予備選挙制度が導入され、連邦下院選挙でも選挙制度改革が行われた。こうした制度改革の帰結を分析することが 4 章の目的である。第 1 節では、そのための予備的考察として、メキシコの政治体制に関する比較政治学とメキシコ政治研究における先行研究の理解が整理される。第 2 節では、1910 年のメキシコ革命以後、制度的革命党の統治下で指名制が段階的に制度化されていった過程が記述される。第 3 節では、そうした制度の帰結として、政治権力の集中と経済権力の集権化が起き、支配が安定の極限に達した一方で、統計の歪曲などの問題が発生していたことが指摘される。第 4 節では、1960 年代の政治改革として、党内予備選挙の導入、連邦下院選挙における「党議員」制度の導入などが実施されたが、それに伴って体制内エリート間の競争が激化し、候補者が襲撃され、選挙の当選者が暗殺される事件などが発生し、与党を離党して野党に鞍替えする議員も続出するなど、体制内エリートの結束が崩壊したことが示される。第 4 節では、こうした秩序の崩壊を受けて、制度的革命党が指名制へと回帰し、その結果として体制内エリートの結束の崩壊が食い止められたこと、その一方で選挙結果の改竄などの選挙不正が横行するようになり、指標歪曲の問題が再度深刻化したことが指摘され、章が締めくくられる。

第 5 章では、1922 年から 1991 年までのソ連のエリート選抜制度の変遷が分析対象とされる。ソ連では、建国直後に指名制が成立したが、その後、スターリン期に複数候補者間の競争選挙制が試みられた。その後は指名制に回帰したが、ゴルバチョフのペレストロイカにおいて複数候補者間の競争選挙制度が導入された。こうした制度の変遷とその帰結を記述することが本章の目的である。第 1 節ではそのための予備的考察として、ソ連政治史、特にスターリンに対する評価をめぐる論争状況に関するレビューが行われる。第 2 節では、1922 年以降のソ連の共産党における指名制、ノメンクラトゥーラ制が成立した過程が描かれ、その帰結として、ソ連の生産現場でさまざまな経済犯罪が発生するなど、指標歪曲の問題が深刻化したことが指摘される。第 3 節では、1934 年から 1937 年にかけて複数候補者間競争制の導入が試みられた過程が描かれ、国際関係の悪化とも連動して、第 1 回選挙の実施と軌を一にして大テロルが激化したことが指摘される。第 4 節では、スターリン以後の共産党において指名制が採用されたが、1985 年のゴルバチョフの書記長就任を契機に改革が始まり、1989 年には連邦レベル・地方レベルで候補者間の競争選挙制が導入され、

その帰結として党ヒエラルキーが弱体化したことが指摘される。

第 6 章では、1970 年代後半以降のメキシコが分析対象とされる。第 4 章で明らかにされたようにメキシコは 1960 年代の政治改革を経て指名制へと回帰したが、1977 年に再度政治改革が行われ、複数政党制が成立するに至った。そうした制度変化の帰結を検討するのが本章の目的である。第 1 節では、1977 年の制度改革を主導することになるレジエス＝エロレスが内務大臣就任から改革の着手までの間に政治制度についてどのような認識を抱いていたのかが検討される。第 2 節では、1977 年の制度改革が実施される経緯が描かれ、それが与野党に対して与えたインパクトについて、選挙結果のデータなどに依拠して分析が行われる。第 3 節では、1977 年の制度改革により、野党である国民行動党の組織化が進展したこと、その結果として特に 1988 年の制度的革命党分裂以降に確立された複数政党制の下で、不自然な投票率の上昇のような指標歪曲の問題が緩和されたことが指摘される。

第 7 章では、本論文の結論として、以上の議論の要約が改めて示され、本論文の含意として、野党が組織化されていればいるほど支配政党が党の統一維持のために必要とする得票率（および投票率）は低くなるのではないかと、組織化された野党の議席率が大きければ大きいほど独裁体制は民主化しやすいのではないかとといった仮説が示される。第 3 節では、残された実証的・理論的な課題が示される。実証的には、本論文の理論的な命題は、他の事例分析や多国間統計分析を通じてより頑健に検証する必要があること、指標歪曲現象をより正確に観察するためのデータの収集と分析、現時点では未公開の制度的革命党のアーカイブ資料を確認して本論文の議論の妥当性を確認すること、体制内エリート選抜制度と治安機関の規模の間の関係を実証的に分析することが重要であると指摘される。理論的には、独裁体制時代における組織化された野党の有無が民主化後の民主主義の質に対して与える影響を考察すること、独裁者とイデオロギーの関係を考察することの重要性が指摘される。最後に、第 4 節において、本稿が政治学一般に対して行った貢献についての考察が示され、本論文が締めくくられる。

### 3. 論文の特色と評価

本論文の独自性、特筆すべき学術的貢献としては、大きく分けて、以下の 3 点が挙げられる。

第 1 に、本論文の理論的枠組みの独創性が挙げられる。本論文でも指摘されているように、独裁体制に関する理論的・実証的研究は近年目覚ましい発展を遂げているが、独裁者が体制内エリートを選抜するための制度に関する概念化や、それが独裁者の統治や政治秩序に対して与える影響については、体系的な理論構築はこれまでの先行研究では進められてこなかった。豊田氏の博士学位申請論文は、この問題に正面から取り組み、極めて独創性の高い理論的枠組みを構築することに成功している。この点は、独裁体制に関する比較政治学に対する理論的な貢献として、高く評価されるに値する。

第 2 に、本論文の実証分析における資料の独自性が挙げられる。本論文の実証分析、とりわけメキシコの諸事例の分析においては、豊田氏がメキシコにおいて独自に収集した様々な一次資料が用いられている。特にメキシコの国立文書館において収集された内務省の情報機関「政治社会調査局」および「連邦公安局」の資料は、利用可能になってから日が浅く、先行研究において体系的な分析がまだ進められていない、貴重な一次資料である。この他にも、制度的革命党の資料集や、国民行動党が設置した調査資料研究センターに所蔵された党内文書といった、豊田氏がメキシコにおいて丹念に渉猟した様々な一次資料が論文中で多数用いられている。豊田氏は、こうした独自の一次資料を丹念に分析することにより、メキシコにおいて指名制の帰結として生じた指標歪曲や、複数候補者間競争選挙の導入の帰結として生じた党内エリート間の激しい内部抗争や政治秩序の崩壊、組織化された野党を伴う複数政党制の時期における指標歪曲の緩和といった現象を、説得力のある形で捉えることに成功した。これらの現象は、客観的に捉えて記述することがそもそも極めて難しいものであり、そうした現象の実態を、独自に収集した一次資料を説得的・効果的に用いることによって捉えることに成功した点は、本論文の実証的な貢献として高く評価できる。

第 3 に、本論文の方法論も高い評価に値する。本論文は、少数事例の定性的な比較研究の問題点を克服するために、ソ連とメキシコの諸事例を、時系列変化に基づく差異法と、システム間差異最大化デザインの組み合わせという方法を用いて体系的に比較するという方法を採用した。すなわち、本論文が着目する独立変数である体制内エリートの選抜方式の変化が、体制内エリートの結束や政治秩序という点でいかなる帰結をもたらすかという因果関係は一国内の時系列変化によって観察しつつ、それがメキシコとソ連という極めて異質な 2 つの事例で共通して観察できることを明らかにすることによって、そうした因果関係はメキシコという 1 ヶ国のみで観察される特殊なものではないかという潜在的な批判に応え、本論文で展開される議論が一般的に妥当する可能性があることを示したのである。少数事例の定性的な比較研究に関する方法論は国内外の研究者によって体系化が進められてきたが、それを本論文のような形で適用し、議論の説得力を高めた研究は決して多くはない。豊田氏が、ロシア語の一次資料を読むことができないという技術的制約にもかかわらず、この目的を達成するためにソ連政治史の分析に果敢に取り組み、ロシア研究者から見ても説得的な議論を展開することに成功している点は、高い評価に値する。さらに、一国内の時系列変化の比較分析の中で、複数政党制の確立によって指標歪曲の問題が緩和したという観察に説得力を与えるために、市町村レベルの選挙データを定量的に分析するという作業も行っており、定性的研究と定量的研究を効果的に組み合わせていることも高く評価できる。豊田氏の論文は、定性的な分析と定量的な分析の双方の手法を方法論的に適切な形で組み合わせることによって、歴史的な事例の比較分析における方法論の新たな地平を切り拓いたものとして、高く評価できる。

以上のような学術的貢献、独自性が高く評価された一方で、最終口頭試問では、審査委

員より、大きく分けて以下の3つの点について意見や疑問が出された。

第1の点は、体制内エリート選抜制度の類型化の妥当性である。この点について、審査委員から、本論文では、体制内エリート選抜制度は、指名制、複数候補者間の競争制、制度化された野党を伴う政党間競争制という3つの類型に分けられているが、この類型化はMECE (Mutually exclusive and collectively exhaustive) なのか、類型化の根拠となる軸が不明確ではないかという疑問が提起された。これに対し豊田氏からは、類型化の軸は「上から」か、「下から」か、その双方か、という点で設定したつもりであり、自分としてはこの3つ以外の制度が考えられないが、その他の類型がないか、今後他の事例も研究していく中で引き続き検討していきたい、といった返答があった。

第2の点は、体制内エリート選抜制度を選択する独裁者の意図と、その行動の前提である。具体的な事例については、(1) 1970年代以降のメキシコにおける制度改革は、組織化された野党の育成を本当に積極的に促そうとしたのではなく、実は野党が勝利しない制度的装置を埋め込み、国民からの批判をかわすために見せかけの競争を作り出しただけだったのではないかと、(2) ソ連において、ゴルバチョフは極めて野心的な政治指導者であったので、指標歪曲の問題は客観的に把握されていたのではなく、ゴルバチョフが主観的に深刻に捉えただけなのではないかと、といった疑問が審査委員から提起された。理論的には、(1) 独裁者は本当に指名制の下で生じる指標歪曲を問題視してそれに対処しようとするのだろうか、(2) 独裁体制に対する大衆の不満は本当に指名制の下で生じた指標歪曲が原因で生じるものなのだろうか、(3) 独裁者が特定の体制内エリート選抜制度を採用する上で決め手となる要因は何なのか、といった疑問が提起された。これに対し豊田氏からは、(1) 指標歪曲の問題は客観的には測定できない性質のものであるため、独裁者の主観が大きく作用するのではないかと考えている、(2) 独裁者がどの制度を選ぶかという点を説明するのは、独裁者の個人的な属性やイデオロギーによる部分も大きいと考えている、(3) 独裁者の意図について実証することは極めて困難であり、本論文では理論的な想定をおいて議論を構築していると言わざるを得ない、そうした理論的想定の実証性を検証することは極めて難しいが、今後の研究の中で検討していきたい、といった返答があった。

第3の点は、本論文の議論の理論的な示唆と、その外的妥当性である。審査委員から、この論文は、指名制では指標歪曲の問題が生じて統治の質が悪化し、複数候補者間競争選挙を導入すれば秩序が崩壊し、複数政党制を採用すれば民主化すると論じているが、それは言い換えれば、政党独裁はどうやっても長続きしない、崩壊する運命にある (bound to fail) ものということを示唆しているように思われる、しかし本当にそうなのだろうか、という疑問が提起された。これに加えて、(1) 本論文の理論的枠組みはメキシコやソ連の事例に関する観察を踏まえて構築されたものだから、それがメキシコやソ連の事例をよく説明できることは自明ではないか、(2) 本論文から示唆されることは、独裁体制に関する比較政治学の先行研究によって得られている知見とは合致しない部分があるのではないかと、といった意見が審査委員から示された。これに対し豊田氏からは、(1) 確かに政党独



裁体制は一般には他の独裁体制よりも存続しやすいと言われているが、それでもその寿命は民主主義体制よりは短命であり、そうした点は本論文の議論によって一部が説明できるのではないかと考えている、(2) もとより本論文はメキシコとソ連の政治史について一貫した記述を可能にするような枠組みを構築しようとしたものであり、自分としてはシステム間差異最大化デザインを取ることによって理論的命題の一般的妥当性を示したつもりだが、論文の結論でも述べたように、今後さらに他の地域の事例の分析や、計量分析などを進める必要があると考えている、といった返答があった。

審査委員によって指摘されたこれらの疑問や意見は、本論文で展開された理論的・実証的な議論、そこから導かれた結論の妥当性を否定するものではなく、本論文が展開する議論をさらに説得力のあるものにし、今後本論文を出版し研究をさらに発展させていくための助言という性格のものであった。総合的にみて、最終口頭試問の場において審査委員から提起された問題や課題は、本論文の学術的意義を減ずるものではないと考える。

#### 4. 結論

本論文は、独裁体制における体制内エリート選抜制度の多様性という点に着目し、その制度の違いが独裁体制におけるエリート間の結束や政治秩序といった点に対してどのような影響を及ぼすのかを理論的・実証的に明らかにし、興味深い学術的貢献をなすことに成功しており、その独創性は高く評価できる。理論構築に正面から取り組み、定性的な比較研究と定量的な分析の双方に関する深い方法論的な理解に基づいた研究デザインを採用し、現地調査において独自に収集した一次資料を体系的に用いた実証分析を行った本論文は、今後、比較政治学における独裁体制研究の重要な研究成果として参照されていくことは疑念の余地がない。審査委員一同は、これらの学術的意義を高く評価し、本論文は、博士（政治学）の学位を授与するに相応しいものであると結論する。

2019年2月12日

久保 慶一  
高橋 百合子  
大串 敦